

答申甲第36号（諮問甲第48号事案）

住民票の記載等に係る本人確認情報の通知に係る

本人確認情報の保護に関する事項について

住民基本台帳法施行条例（平成14年宮城県条例第51号）を一部改正し、道路交通法（昭和35年法律第105号）による放置違反金の徴収に関する事務を本県の本人確認情報の利用事務に追加することについては、適当なものと認めます。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和5年10月5日現在)

氏名	職名	備考
大江 裕幸	東北大学大学院法学研究科教授	
大橋 洋介	弁護士	会長
佐藤 英世	東北学院大学法学部教授	会長職務代理者
杉浦 永子	第一印象研究所代表	
吉田 大輔	弁護士	

(五十音順)